

議第38号

呉市興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市興行場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市興行場法施行条例の一部を改正する条例

呉市興行場法施行条例（平成24年呉市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(構造設備等の基準)</p> <p>第2条 法第2条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 構造設備の基準 次に定めるとおりとすること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>喫煙室又は喫煙所</u></p> <p><u>(ア) 施設の各階には、少なくとも喫煙室又は喫煙所（以下「喫煙室等」という。）を1か所以上設けること。</u></p> <p><u>ただし、施設の全部又は一部の階で全面的に喫煙が禁止されている場合であって市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(イ) 喫煙室等を設ける場合は、入場定員に応じた広さを有すること。</u></p> <p><u>(ウ) 喫煙室等のたばこの煙が観覧室に流入しない構造であること。</u></p> <p>エ～カ 略</p> <p>(興行場について講じなければならない入場者等の衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第3条 法第3条第2項の規定により条例で定める興行場営業を営む者が興行場について講じなければならない措置の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ～(4) 略</p>	<p>(構造設備等の基準)</p> <p>第2条 法第2条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 構造設備の基準 次に定めるとおりとすること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(興行場について講じなければならない入場者等の衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第3条 法第3条第2項の規定により条例で定める興行場営業を営む者が興行場について講じなければならない措置の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ～(4) 略</p>

(5) その他の基準 次に定めるとおりと すること。 <u>ア 所定の喫煙室等以外での喫煙を禁 止すること。</u> <u>イ・ウ</u> 略	(5) その他の基準 次に定めるとおりと すること。 <u>ア・イ</u> 略
--	---

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

健康増進法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。